

第3次松川町地域福祉活動計画

人の和を活かし 共に支えあう

地域福祉のまち

平成28年度～平成31年度

概要版

平成28年3月

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉事業法（昭和26年制定）を改正した社会福祉法（平成12年6月施行）に基づき、『社会福祉に関する事業・活動により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』と明文化された社会福祉法人です。本法人は、役場の一部ではなく民間団体で、通常「社協」と呼ばれています。

社会福祉協議会の仕事は、高齢者や障がいをもった方、さまざまな生活上の問題を抱えた方が、住み慣れた地域や家で普通に暮らしていくことを支援する福祉サービスを提供すると共に、地域の人々の結びつきを深め、助け合いや交流活動を盛んにし、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らすことのできる地域を住民のみなさんと一緒につくっていくことです。

財源

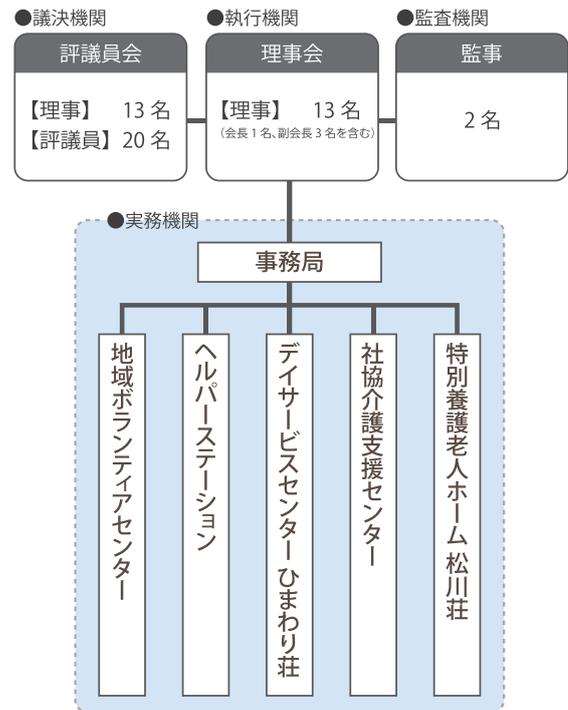
社会福祉協議会は「民間」といっても活動の公共性の高さから、国・県・町からの補助金や委託金により、また住民のみなさんや企業からの会費や共同募金も大切なお金として活用させていただきながら、さまざまな事業を展開しています。

また松川町社会福祉協議会では介護保険事業を行っており、この部門では、一般企業同様、サービス利用料により事業を運営しています。

組織

松川町社会福祉協議会の組織母体である理事会及び評議員会は、町内のさまざまな機関や団体（行政、議会、民生児童委員、福祉関係団体、ボランティア団体等）の代表者により構成され、また実務機関として、事務局のもとに5つの部署が組織され、業務にあたっています。

－ 組織図 －



事務局

松川町社会福祉協議会の法人運営全体の管理、庶務経理全般、各種相談事業、福祉団体支援、共同募金活動等を行っています。

デイサービスセンター ひまわり荘

介護保険の認定を受けた方を対象とした送迎、食事、入浴等を含む日帰りサービスを運営しています。また介護保険の認定を受けた方を除く、おおむね65歳以上の方を対象とした日帰りサービス（出張デイサービス）や、特定高齢者を対象とした日帰りサービス（水曜くらぶ）を運営しています。

地域ボランティアセンター

地域福祉の向上を目指し、住民の皆さんをはじめ、地域で福祉活動を行う組織・団体や社会福祉施設、行政等と協働で様々な福祉事業を運営しています。また松川町のボランティア活動の拠点として、ボランティア活動の推進・支援、ボランティアとボランティアを必要とする人とを結ぶコーディネートを行っています。

社協介護支援センター

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護保険の認定を受けた方が介護サービスを利用する際に必要となる居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成しています。またサービス計画に基づいてサービス提供者等との連絡調整や、行政手続きの代行を行っています。

ヘルプステーション

介護保険の認定を受けた方、また障がいをお持ちの方や、一人暮らし等で生活支援を必要としている方の自宅をヘルパーが訪問し、オムツ交換や入浴介助等の身体介護や、掃除、洗濯等の家事援助を行っています。

特別養護老人ホーム 松川荘

寝たきりや認知症で常時介護を必要とする状態にあり、家庭では十分な介護が受けられない方に対し、必要な介護サービスを提供する入所施設です。家庭で介護することが一時的に困難になった時、施設を短期間利用していただく短期入所生活介護（ショートステイ）も運営しています。

松川町社会福祉協議会では、すべての人が安心して暮らせる地域の実現を図るため、地域福祉推進の中核的組織として以下の方針を掲げ、関係機関・団体及び地域住民との協働により各種福祉事業の推進に積極的に取り組みます。

① 地域ぐるみの支え合いづくり

地域の人々の結びつきを深め、身近な助け合いや交流活動を盛んにし、地域ぐるみの支え合いづくりに努めます。

② 地域住民の立場に立った質の高い支援サービスの提供

地域福祉の専門機関として、地域住民の立場に立った質の高い支援サービスの提供に努めます。

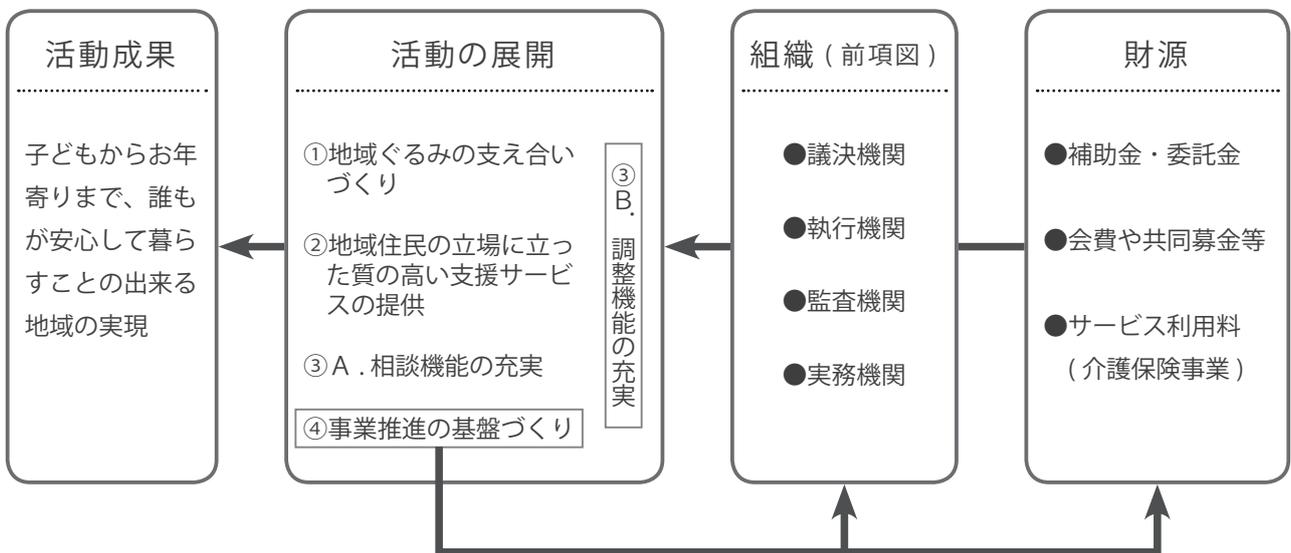
③ 相談・調整機能の充実

身近な総合相談窓口としての機能を充実するほか、早期問題解決に向けた関係機関との調整に努めます。

④ 事業推進の基盤づくり

効果的・効率的組織運営のための財源確保や運営改善に努めます。

－ 社会福祉協議会の活動システム図 －



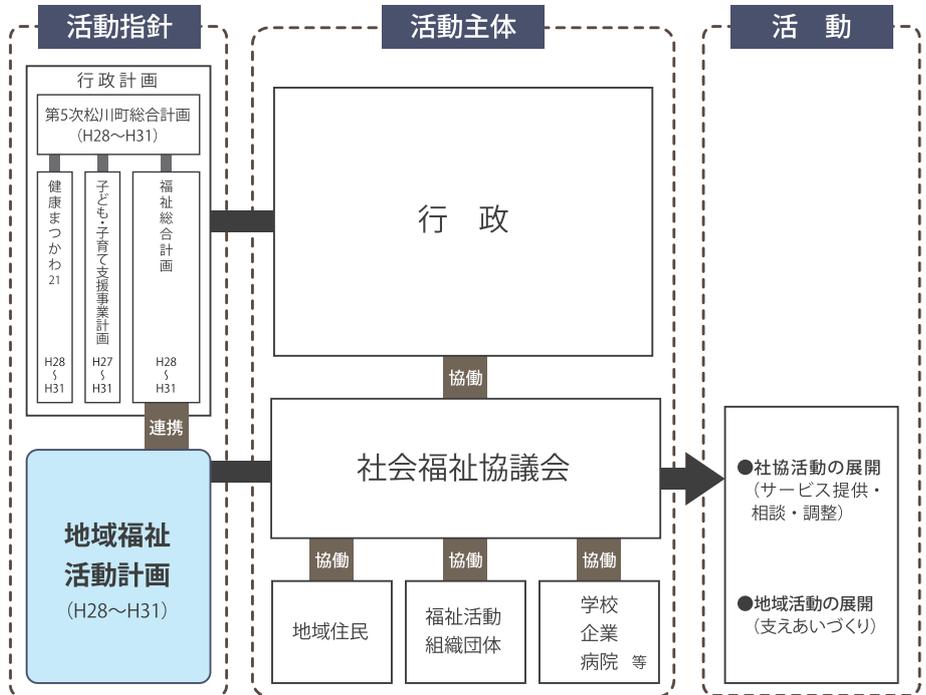
計画の位置づけと期間

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が、地域の方々をはじめ地域で福祉活動を行う組織・団体や社会福祉施設などの幅広い参加により、地域福祉課題に対し協力して取り組むべき内容を総合的にまとめた計画で、今後の松川町の地域福祉活動及び松川町社会福祉協議会活動の指針となるものです。

計画の実施に当たっては、行政計画（第5次松川町総合計画、松川町福祉総合計画）との連携性を保ちながら、福祉活動を担う組織・団体、学校や企業（事業者等）、病院、行政など関係主体と協働で進めていきます。

この計画は平成28年度から平成31年度までの4か年を計画期間とし、4年後の平成31年度には、第6次松川町総合計画策定に合わせて、新規計画の策定をします。

ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとします。



地域福祉の課題

(1) 暮らしの中の身近な問題の解決に取り組むこと

地域福祉の推進とは、端的に言うと、私たちが毎日を安心して暮らすために、例えば、「近所に、ひとり暮らしのお年寄りがいるけれど外出もしないので心配だ」、「子育ての不安を聞いてほしい、相談したい」などの身近な課題や問題に対し、住民がみんなで考え自分にできる活動をしていくことです。

少し前までの地域には、ちょっとした頼みごとや困りごとの相談が、気軽にできる人のつながりや、集いの場がありましたが、そうした相互扶助機能は段々に薄れてきています。

この様な状況のもと、暮らしの上で生じる様々な相談ごとを受け止め、解決へとつないでいける仕組みや取り組み（地域福祉の取り組み）が、家庭という生活単位を取り巻く地域の中に必要となっています。

(2) 自助・共助・公助一体の協働の取り組みをすること

これまで、「福祉は行政がするもの」というイメージがありましたが、これを変えていかないと「地域福祉」は広がっていきません。

地域福祉の推進には、自らの生活を自らの責任で営む（自助）を基本とし、行政等による公的サービス（公助）と、地域において住民が共に支え助けあう活動（共助）が一体となった取り組み（協働）が必要となります。地域住民や行政、民間の福祉サービス事業者等がお互いに得意なことを活かして役割を分担し、協力しあうことが、地域福祉には欠かせません。

(3) 社協は住民の視点に立ったサービスを安定した経営で提供すること

近年、地域福祉に求められる内容が多様化する一方で、行政からの補助金や介護保険事業費の見直しにより、社会福祉協議会の運営は厳しくなる傾向にあります。

このため、サービスの維持・向上を図りながら安定的財源確保と経営改善を行うことが必要です。社会福祉協議会は、地域住民の視点に立ったサービスと安定した経営基盤の実現をめざし、経営改善において効果的・効率的運営のための事業の再点検と評価に努めることが求められています。

計画の基本理念

松川町総合計画の目標は、『いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ』であり、住民一人ひとりの想いや人のつながりを大切に、住みよいまちをつくることを目指しています。この考え方は、地域福祉活動計画と密接な福祉総合計画（行政計画）にも引き継がれています。

地域福祉は、住民、社協、事業者、行政などが協働して進める必要があります。良質な福祉サービスの提供とそれらを容易に利用できる体制、住民による見守り・助け合いがあって初めて誰もが安心な暮らしを営めます。

松川町地域福祉活動計画では、次の基本理念を掲げその実現に努めます。

人の和を活かし 共に支えあう 地域福祉のまち

活動計画

1. 住民相談等への対応

本活動事業では、身近で総合的な相談の場の提供と、生活の自立や暮らしの維持に向けた小回りのきく経済的支援に取り組みます。実施に当たっては制度に基づく適切な運営と、受益者にとって足の運びやすいサービスとすることが大事になります。

基本事業

- ①くらしの相談・結婚相談の充実
- ②各種資金の貸付・金銭管理
- ③自立相談支援事業

2. 地域福祉活動の推進・支援

本活動事業では、地域ぐるみの支え合いづくりの一環として、地域での助け合い活動や、ボランティア活動の推進を図ります。事業の実施に当たっては、地域福祉に対する人々の意識啓発や活動実践者に対する適切な支援が必要となります。

基本事業

- ①ふれあい・いきいきサロンの推進・支援
- ②ボランティアコーディネートの充実
- ③生活支援コーディネートの充実
- ④地域ボランティアセンターの活用
- ⑤福祉推進委員の充実・活動の周知
- ⑥地域福祉への理解を広げる学習会等の開催・情報発信
- ⑦バリアフリーのチェック・改善
- ⑧地域交流活動の促進
- ⑨福祉関係団体等への活動支援
- ⑩活動推進方法の研究



福祉懇談会



ふれあい・いきいきサロン

3. 高齢者・障がい者・介護者等への支援

本活動事業では、高齢者・障がい者・介護者等に対する支援を行います。実施に当たっては、支援を必要とする人々のニーズや生活実態に沿ったサービスや用具の提供が必要になります。

基本事業

- ①支援を必要とする人の把握と適切な対応
- ②一人暮らし高齢者等への支援
- ③介護者への支援
- ④介護が必要な高齢者・身体障がい者の外出や交流の支援
- ⑤福祉用具の貸与・紹介



レンゲツツジの会バスハイク

4. 車による移手段の少ない方への支援

本活動事業では、公共交通機関の利用が単独では困難な方、日常生活に必要な外出行動に支障をきたしている方への支援を行います。支援に当たっては、融通のきく送迎サービスや、外出を不要とする物品移送サービスなどの工夫が必要になります。

基本事業

- ①福祉輸送サービス(自家用有償旅客運送)
- ②商店街等との協力によるサービスの充実

5. 福祉教育の推進

本活動事業では、子ども達の福祉に対する意識や認識を高めるための取り組みをします。事業の実践に当たっては、関係する機関と協力し、年齢にあった学習や体験の内容を提供することが大事になります。

基本事業

- ①福祉推進校の指定・支援
- ②小・中・高校の福祉学習等への支援
- ③保育園・子育て支援センターとの連携
- ④こども福祉教室“あいむ”の活動支援



こども福祉教室あいむ



高齢者疑似体験 (松川中学校)



車椅子体験 (松川高校)

6. 防災と災害復旧・復興支援

本活動事業は、災害時のボランティア活動や活動体制を十分なものとして備えておくための事業です。事業実施に当たっては、関係する主体が、災害への認識や、災害時のボランティアの役割および活動に対する知識を、しっかりと身につけることが重要です。

基本事業

- ①大規模災害に備えた講座の開催
- ②災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練
- ③被災地支援
- ④職員研修



防災ボランティアセンター立ち上げ訓練

7. 介護保険法による介護保険事業の運営

本活動事業は、介護保険事業の実施・運営に関するものです。事業実施に当たっては、介護を要する人々それぞれの状況やニーズにあったサービスの提供が大切になります。

基本事業

- ①居宅介護支援事業
- ②訪問介護事業
- ③通所介護事業
- ④短期入所生活介護事業
- ⑤介護事故の防止
- ⑥サービスの予約
- ⑦セーフティーネットの役割と新たなサービス・ニーズ研究
- ⑧特養松川荘のあり方
- ⑨サービスの評価
- ⑩地域の介護保険事業所等との連携
- ⑪制度の充実への取り組み

8. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスの運営

本活動事業は、障害福祉サービスの実施・運営に関するものです。事業実施に当たっては、障がい者それぞれの状況やニーズにあったサービスの提供を行うとともに、事業の内容を障がい者家族に十分に知ってもらうことが大切になります。

基本事業

- ①居宅介護
- ②重度訪問介護
- ③障がい福祉関連サービスの学習と訪問家庭への情報提供

9. 松川荘利用者へのサービス向上

本活動事業は、松川荘の運営に関するものです。運営に当たっては、あるべき姿を、利用者サービス面と地域における施設運用面の両面から捉えておく必要があります、目指すべきは、利用者本位のサービスの提供と、地域に開かれた施設の展開です。



松川荘納涼祭

基本事業

- ①重度化に伴う体制構築への取り組み
- ②生活単位を小さくしたグループケア
- ③終末への取り組み
- ④感染症予防の取り組み
- ⑤地域に開かれた施設への取り組み
- ⑥個々の適正な栄養管理
- ⑦身体機能の現状維持と機能訓練の充実
- ⑧家族との連携を深める取り組み
- ⑨利用者と家族のつながりを大切にする取り組み

10. 地域福祉情報の受発信

本活動事業では、地域福祉に関する認識やボランティア活動が社会の中に根付いていく上で不可欠な「情報の確かな運用（受発信）」を図ります。事業実施に当たっては、必要な情報を収集するとともに、わかりやすく正確で、訴求力ある情報を人々に伝えることが大切になります。

基本事業

- ①社協だより・ボランティアだよりの発行
- ②ボランティアコーナー（掲示板）の設置
- ③チャンネル・ユー、インターネットの活用
- ④ボランティア情報の収集・参加促進
- ⑤イベントを通じた情報の受発信
- ⑥様々な福祉・社協情報の周知

11. 社協組織の基盤強化

本活動事業は、松川町社会福祉協議会の組織運営に関するものです。運営に当たっては、業務遂行面、体制面、財源運用面、作業環境面など多方面に目を配る必要があります、目指すべきは、安定した事業推進基盤を持つ組織システムの確立と継続です。

基本事業

- ①業務体制の合理化・効率化
- ②財源の確保・使途の明確化
- ③役職員の資質向上
- ④働きやすい労働環境の整備
- ⑤行政や事業者との連携強化
- ⑥地域福祉活動計画の推進
- ⑦苦情解決への取り組み
- ⑧交通事故の防止



地域福祉活動計画ワークショップ（住民）



地域福祉活動計画ワークショップ（福祉を考える会）

12. 社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境

本活動事業は、人々の集う社会福祉協議会施設の運用管理に関するものです。運用管理に当たっては、空間的な環境面と施設内で用いる言葉の環境面の双方からあるべき姿を捉えておく必要があります、目指すべきは、利用者にとって集いやすく、気持ちのよい環境です。

基本事業

- ①施設環境
- ②社協施設で使用する言葉の表記



発行・編集

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 2930-12

電話 (0265) 36-3778 FAX (0265) 34-1062